

建設経済常任委員会会議録

令和3年3月10日

寒 川 町 議 会

出席委員 杉崎委員長、横手副委員長
青木委員、佐藤（正）委員、柳下委員、太田委員、茂内委員、橋本委員、吉田委員
関口委員
佐藤（一）議長

説明者 大川環境経済部長、原田産業振興課長、吉田副主幹
黒木都市建設部長、畠山都市計画課長、大野主査
富田道路課長、栢沼副技幹、飯塚主査、彦坂主査

案 件

（付託議案）

1. 議案第7号 寒川町企業等の立地促進に関する条例の一部改正について
2. 議案第6号 寒川町緑の保全及び緑化の推進に関する条例の一部改正について
3. 議案第8号 寒川町町道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例の一部改正について

午前9時00分 開会

【杉崎委員長】 皆さん、おはようございます。常任委員会3日目、朝からお集まりをいただきましてありがとうございます。

ただいまより建設経済常任委員会を開催させていただきます。

まず初めに、審査に入る前に、当委員会の正副委員長につきましては、現在、内定の段階ですので、改めまして、当委員会で正式にご承認いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【杉崎委員長】 ありがとうございます。それでは、改選後、初めての委員会になりますので、一言、正副委員長で就任の挨拶をさせていただきます。

このたび建設経済常任委員会委員長という大役を仰せつかりました。皆様のご協力ですっかりと審議、また進めてまいりたいと思いますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、横手副委員長より、就任の挨拶をお願いします。

【横手副委員長】 おはようございます。このたび建設経済常任委員会副委員長を仰せつかりました横手でございます。しっかりと議長をサポートしながら、また、皆様の意見もしっかりとまとめ、いい委員会にしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【杉崎委員長】 それでは、どうぞこの任期中、よろしくお願いいたします。

本日は、改選後、初めての委員会でありますので、休憩の中で建設経済常任委員会所管の各部課の管理職級以上の職員の紹介をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【杉崎委員長】 それでは、暫時休憩して、建設経済常任委員会所管の各部課の管理職級以上の職員紹介をお願いしたいと思います。

暫時休憩いたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日の案件につきましては、次第のとおり、付託議案3件になりますので、よろしくお願いいたします。

議案の内容につきましては、先日の本会議場で提案説明がございましたが、再度内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、議案第7号 寒川町企業等の立地促進に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

大川環境経済部長。

【大川環境経済部長】 皆様、改めまして、おはようございます。

それでは、環境経済部産業振興課で提案しております、議案第7号 寒川町企業等の立地促進に関する条例の一部改正についてご審議をお願いいたしたく存じます。今回の条例の一部改正は、企業の立地を一層促進するため、立地を行う企業等に対する奨励措置を継続するとともに、田端西地区に関わる企業誘致の奨励措置の適用要件を見直すため、提案させていただくものでございます。説明につきましては、原田産業振興課長が行いますので、よろしくお願いいたします。

【杉崎委員長】 原田産業振興課長。

【原田産業振興課長】 改めまして、おはようございます。

それでは、議案第7号 寒川町企業等の立地促進に関する条例の一部改正についてご説明をさせていただきます。本会議でのご説明と一部重複することもございますが、よろしくお願いいたします。

本条例の一部改正は、企業等の立地を一層促進するため、立地を行う企業等に対する奨励措置を継続するとともに、奨励措置の適用要件の見直しを図るために提案するものでございまして、平成18年4月に制定した以降、適用期間となる5年ごとに延長し、奨励措置を継続してまいりました。

改正の内容につきましては、タブレット資料01-01の4ページ、条例の新旧対照表をご覧ください。

まず、第2条の定義でございますが、田端西地区田端区画整理事業の定義を追加するもので、第4条の固定資産税等の不均一課税では、第1項におきまして、田端西地区土地区画整理事業区域の土地に対して課する固定資産税等の税率について、不均一課税の適用を行わないこととし、第2項第1号及び第2号において、田端西地区土地区画整理事業の区域内外について、それぞれ適用年度を規定するものでございます。

この田端西地区土地区画整理事業区域内で新たに企業立地を行った場合、土地の取得について不均一課税の適用を行わないとした理由につきましては、田端西地区土地区画整理事業区域内においては、既に面整備に関する公費の投入が決定されており、その土地の価値が十分に高められていると判断したからでございます。一方で、製造業等の立地について優位性を高めるために、家屋及び償却資産の取得に

については、区域外と同様にするものでございます。

最後に、附則の2では、令和8年度末まで5年間の期間延長をするとともに、適用区分では田端西地区土地区画整理事業区域内で既に立地を行っている企業につきましては、土地の取得を行う場合の従前の例により適用させるための規定でございます。

以上が今回の条例の一部改正についてのご説明となります。

また、タブレット資料01－2では、参考資料といたしまして、改正に当たっての担当としての考えをまとめた概要、条例の対象となる企業や不均一課税の税率等、条例内容の全体が分かる資料を添付させていただきましたので、後ほどご参考にご覧いただければと思います。

議案第7号 寒川町企業等の立地促進に関する条例の一部改正についてのご説明は以上となります。よろしく願いいたします。

【杉崎委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

青木委員。

【青木委員】 今のこの制度についての確認を、まず、現行の状態をちょっと確認させてください。今、何社、この制度を利用されているのかと、過去に最高で何社、この制度を利用したかという、比較をしたいんですけど。

【杉崎委員長】 原田産業振興課長。

【原田産業振興課長】 こちらの制度につきましては、先ほどご説明させていただいたとおり、平成18年度から開始されております。今までの実績でございますが、昨年度までで14件の申請があつて、決定しております。また、今年度、ここで3月で審議会のほうを行いまして、決定したものが2件ございますので、今年度末までで16件というような状況になります。一番多くというところでございますが、例えば大手企業さん、会社名は申し上げませんが、こちらで適用区分が5年間と決まっていますので、計画的に5年ごとに申請があるような事業者さんもおられるような状況でございます。

全体的な影響額としては、それぞれ土地の取得があるのとなないのとか、古い中古を購入したとかで、かなり金額は違ってきますけれども、これまでの影響額としては、今年の2件を除いて、大体4億7,000万円。そうすると、年間で大体、年によって全く違いますけれども、3,000万円程度の影響が出ているというような状況でございます。

以上です。

【杉崎委員長】 青木委員。

【青木委員】 過去と合わせて16件、今、2件ほど申請してということなんですけれども、この制度を利用して、その後、この制度は限定じゃないですか、最高7年ということで。それ以降に撤退したとか、その後、会社がどうなっているかということをお尋ねしたい。その制度を利用して、その後、その会社がどうなったかということをお尋ねします。

【杉崎委員長】 原田産業振興課長。

【原田産業振興課長】 基本的には、事業継続していただいているというところが基本になりますけれども、1社だけ撤退した事業所がございます。逆に、町外で事業所を複数持っていて、その集約として寒川でこの制度を利用して行っていたという業者もあつたりとか、それぞれでございますが、

基本的には継続されている企業がほとんどでございます。

以上です。

【杉崎委員長】 青木委員。

【青木委員】 1社は撤退したということなんですけれども、この制度、企業誘致ということで町を盛り上げるには結構なんですけれども、やはり期間中に撤退してしまって、そういう事例も、ほかの自治体でもそういうふうに聞いているんですね、こういう似たような制度で。結局、企業を優遇するわけじゃないですか、税制について。町が投資しているという面から言ったら、その投資が活着ているかどうかということを最後にお聞かせください。

【杉崎委員長】 原田産業振興課長。

【原田産業振興課長】 産業振興課としては、この企業立地の条例、継続のご提案をさせていただいておりますので、当然効果のある事業だと思っております。この事業自体は、未来への投資という考え方の中で行わせていただいている事業で、現に今回、企業立地を利用された企業さんのアンケートを取っても、この税制で浮いた部分については、今後の設備投資に役立てていきたい、またはその先の設備投資をしたことによって雇用につなげていきたいというような、アンケートでも回答が出ておりますので、相当の効果があると考えております。

以上です。

【杉崎委員長】 他にございますか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【杉崎委員長】 これをもって質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、議案第6号 寒川町緑の保全及び緑化の推進に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

黒木都市建設部長。

【黒木都市建設部長】 改めまして、皆さん、おはようございます。

これより都市建設部から2件の付託議案のご審議をお願いいたします。

初めに、議案第6号 寒川町緑の保全及び緑化の推進に関する条例の一部改正についてでございます。説明につきましては、都市計画課、畠山課長より、質疑につきましては、同席職員で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【杉崎委員長】 畠山都市計画課長。

【畠山都市計画課長】 それでは、議案第6号 寒川町緑の保全及び緑化の推進に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。タブレット資料につきましては、02議案第6号をご参照ください。

今回の一部改正でございますが、平成5年4月1日に施行された本条例は、平成22年4月1日の条例改正におきまして、条例第5条に規定する保存樹林等の保全に必要な助成を当分の間、行わないものとする制定附則を追加いたしました。昨今の宅地化及び土地利用による緑地の減少や管理が行き届かず、

身近な緑として生かされていない状況、そういったものを鑑み、緑が有する機能や効能の保全と継続を図るため、追加された制定附則を削り、助成制度を再開するものでございます。

資料3ページをご参照ください。こちら一部改正につきましては、現行の制定附則第2項を削除しまして、併せて第1項の項番号を削除し、改正附則に令和3年4月1日からの施行を追加するものでございます。

また、この条例改正につきましては、単なる助成の再開という意味合いだけではなく、令和2年度より事業化がなされまして、今、熱心な活動が進められております公園愛護会と同様、緑を核としコミュニティの形成や愛護思想の啓発、醸成などを育んでいくことも視野に入れ、取り組んでいくものでございます。

説明につきましては、以上です。

【杉崎委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

柳下委員。

【柳下委員】 条例改定に至る経過が分かりました。それで、これを復活させるということで、現状が宅地開発によって緑が失われているということですが、これに充てる原資はどこから持ってくるのかということと、それをどのような形で緑化推進に向けられるか。具体的なイメージというか、プロセスについて伺いたいします。

【杉崎委員長】 畠山都市計画課長。

【畠山都市計画課長】 こちらの原資につきましては、今現在、積み立てております緑化基金、こちらを原資として充たさせていただくということで考えてございます。それと、どのように推進していくかというイメージですが、今、保存樹林・樹木の所有者の方というところに助成制度を復活することによって、コンタクトといいますか、お話しする機会も当然増えてきます。そういった中で、樹木・樹林に対して、緑のボランティア活動されている団体の方も今一生懸命やっておりますので、そういった方と協調した中で、緑の保全、樹林・樹木の保全というのに取り組んでいきたいと考えてございます。

以上です。

【杉崎委員長】 柳下委員。

【柳下委員】 つまり、この基金の使い道ということにおいては適切だと思うんですけども、この基金の、いつまでにどのぐらいの、どれだけという配分ですよね。1年でやるのか、2年でやるのか、どういう補助事業を町民のほうからやるのか、行政のほうから、その保存に適する場所がこのぐらいあるから、そこに幾ら投入するかと、そういった実施計画的なことは、今どのようにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

【杉崎委員長】 畠山都市計画課長。

【畠山都市計画課長】 今、現状の保存樹林・保存樹木なんですが、樹林につきましては、町内に8か所ございます。面積につきましては、1万6,204平方メートル。それと、保存樹木につきましては、今47本ございます。それに対して条例に基づく助成の額は、樹林と樹木を合わせまして、1年間で56万9,200円というような補助額になってございます。これだけを見ますと、現在の基金の積み立てた額で

いきますと約40年強、原資としてはあるという形になるんですが、ただ、この40年でそれを使い切るといふわけにもいかないと思うんです。そうすると、その期間の中で、丸々40年というところとちょっと長過ぎますけれども、そういった活動を続けていく中で、また、社会的な情勢等も変わってこようかと思えます。あとは維持管理の方法というの、いろいろなやり方が出てこようかと思えます。そういったものを調査研究しながら、基金は基金として、原資でございますが、それを全て回すというような考えではなく、保存していく手法というのを見つけないか進めていきたいと考えております。今現状としては、減っていく緑、そういったものを継続させていくというところを主眼に当てて、制度の再開ということに踏み切ったというような状況でございます。

以上です。

【杉崎委員長】 柳下委員。

【柳下委員】 そうしますと、今、把握している現状を維持するというのが眼目であって、検討とか研究というものは具体的にどのような形で、例えば実際に活動している町民の団体とか、どういふことでもってこの検討・研究をこれからしていくのでしょうか。その体制について伺います。

【杉崎委員長】 畠山都市計画課長。

【畠山都市計画課長】 保存・継続、そういったもののどのような取組かというお話なんですけれども、実際にボランティアでやっていた方の中では、既に保存樹林・樹木、そういったものの調査もしているという状況がございます。そういったベースを基にしながらいろいろなやり方、例えば所有者の方にもご協力いただいという部分の手法も検討しながら進めていきたいと思っております。

それと、今、神奈川県のレストラン財団という緑をつかさどるといいますか、保全に活動されている団体があるんですが、我々も町内の緑をどうやって残そうかといった部分で神奈川県の方にも相談をかけて、今、レストラン財団の方ともまちの緑についての保全の仕方、枠組みであったり、そういったものを今、協議・調整させていただいている状況です。具体化していけるようであれば、またご説明は申し上げようかと思っておりますが、多方面からといいますが、そういった活動されているものをベースにして、地域の方も含めて、協力して進めていければと考えてございます。

以上です。

【杉崎委員長】 他にございますか。

関口委員。

【関口委員】 先ほど課長の説明の中で、もちろん緑の保全と併せて、緑の関係でのボランティアの方たち、それから、前も話がありましたが、公園の緑ということを考えたときに、公園なんかもできれば地域の住民の方たちにいろいろな形での支援をお願いしたいという、こういうことがマッチングしていくということが非常に大事だと思うんです。

せっかく復活して、緑の保全というものをしっかりと形に持っていきたいということであれば、また現状を、拡大はなかなか難しいかもしれないけれども、現状を保持していくという、こういうことを考えても、ただ、行政だけでできることではない部分もあるので、そういった意味ではボランティアの方たちとの協働だとか、それから公園については、できれば地域の方たちに参加していただいて、い

ろいろな意味での保全をお願いするという、こういったものが一緒に進むという形をつくり上げてもらいたいと思うんです。そうすると、これが生きてくると思いますので、せっかく復活するんですから、そういう意味ではきちっと根差すような形をつくり上げてもらいたいと思うし、これがもう一度復活するには復活するなどの理由が、相当町民の方からもいろいろな意味での要望があったり、問合せがあったりということが基本にはあるだろうし、また、ボランティア団体のほうからの要請等も含めてあるだろうと思うんですけれども、そういった意味ではしっかりとボランティアの方たちとうまくマッチングしながら進めていくということが大事だと思うんですけれども、それについての見解をお聞かせ願えますか。

【杉崎委員長】 畠山都市計画課長。

【畠山都市計画課長】 ボランティアの方とのマッチング、あとは地域の方も含めた中での活動という部分につきましては、今、実際にそういった樹林・樹木を調査されている方の団体がございます。それと、先ほどもちょっとお話しさせていただきましたが、公園愛護会が町内に4団体ありまして、8つの公園を積極的に管理していただいているというような状況がございます。枠組みとして、どうしても違うグループでというような面が強いんですけれども、実際そういった動きの中で活動されている方を見ますと、例えばボランティア団体に入っていて、愛護会にも入っていらっしゃるという方も実際、蓋を開けてみるといらっしゃるんですね。一人の方が共通の目的を持ったところで別々で活動しているという状況もありますので、そういった方を核としてというか、そういったところで進めて、この枠組みを広げていくのも1つかなと思っています。

それと、ここではほぼ1年間、愛護会の活動が経過するんですけれども、愛護会同士の連携、そういったものも、我々が事務局として情報提供を皆さんにさせていただいて、愛護会同士の横のつながりというのも今後つくっていきたいと思っています。正直、コロナがなければ、愛護会さんと例えばボランティア団体さんと交えた中で座談会であったり、情報共有とかという場もつくればよいなとは思っていたんですが、今後、そういったものも含めて、この先のコロナの状況を見て、我々が事務局として情報共有を図って進めていければと考えてございます。

以上です。

【杉崎委員長】 関口委員。

【関口委員】 今の点については了解です。とにかくしっかりとその辺のマッチングした動きをしていただきたいなと思いますので、一つボランティアの方たちともしっかりと協議をしてもらいたいと思います。また、今、8つの公園について4団体ということなんですけれども、さらに地域の方をお願いして、この団体が増えるような動きもしていただきたいと思います。

もう1点は、本人たちは緑の保全というよりも、何とか緑を増やしてというつもりでやっているのかどうか分からないんですけれども、要はよくよく考えてみると寒川町の土地なんだけれども、そういうところ、自分の家の前にあるものだから、何か使ってもいいのかなという感じで使っちゃって、緑を増やしているんだか、逆にそれが後々莫大な費用がかかるみたいなことになったり、それから県有地を使って、左岸なんかもそうですけど、県有地を使ってああいうところにいろいろな植木を植えたり、花を植えたりってやられている。これは道路課になるのか、畠山課長のところになるのかちょっと分からない

んだけど、緑ということでちょっと聞きたいんだけど、できれば、ごめんね、この条例とはちょっと離れちゃって、委員長、すみません、ちょこっとだけやらせてください。

そういうところもきちっと指導していかないと、今回、倉見で1か所あったんですけども、莫大なお金がかかるんですね。その方が亡くなられて、その前に自分が植えておいたのがそのまま残るわけですけども、それがJRに影響を及ぼしちゃうとか、ということがあったりするので、道路管理者と協議をしながら、残地に残っているような、町の土地なんだけれども、そういったところを利用する場合については、何らかの形をつくって規則なり、何と言ったらいいんですかね、1つの線引きをしておかないと、使っていただいている間は草が出ないから町もいいかもしれないけれども、実際にそれが残されたときに、鳥が運んできていられるわけでも何でもない樹木が莫大な大きさになっちゃって大変なお金がかかるということになりますので、よかろう、後では悪かろうになってしまったのでは意味がないので、何かその辺の線引きを1つつくり上げておいたほうがいいのではないかなという気がするんですけども、課長の答えられる範囲と、あとは部長のほうの答弁をちょこっただいただければと思うので、緑に引っかけてちょっと、変な質問で悪いんだけど、お願いします。

【杉崎委員長】 黒木都市建設部長。

【黒木都市建設部長】 私のほうは道路のところでお話しさせていただきます。基本的には、確かに植えて緑といった観点はあるかもしれませんが、道路上は、基本的には道路法の中で道路占用の関係が定められておりますので、当然、許可を取った中で占用しなければいけないというのが大原則でございます。したがって、よく野菜を植えているとか、確かに見るんですが、それは基本的には我々としては、気がついたときには注意をさせていただいているのが原則でございます。しょっちゅう草がぼうぼう生えてしまって、草刈りも予算的にも結構、意外にかかるものなんですね。そういったところは、例えば防草シートだとか、舗装がかけられれば舗装をかけて、意外にそれが歩道として活用できるとかというところであれば、そういうふうな工夫はしていくところではございますが、今言った線引きというところになりますと、うちのほうとしては道路法の中での占用許可といったところがありますので、その中で、無断に使っている方に対しては注意をしていきたいと思ってございますので、よろしくお願いいたします。

【杉崎委員長】 他にございますか。

佐藤正憲委員。

【佐藤（正）委員】 平成22年からですかね。止めていたものを再開するということで、だからこの11年間ぐらいの間に、新たに保存樹木、もしくは樹林として指定されたものがあるのかどうか。もしその期間にないのであれば、直近だといつそれが指定されているのかというところをお答えいただきたいのと、あとはこの11年間、これは直近の11年間の中で保存樹木・樹林の指定を解除されたケースというのがあるのかどうか、お答えいただきたいと思います。

【杉崎委員長】 畠山都市計画課長。

【畠山都市計画課長】 直近の保存樹木の指定という点でございます。指定が一番直近だと、保存樹林については、ちょっと古くなりますが、平成12年に樹林が指定されております。それと保存樹木につきましては、一番直近ですと、平成21年に指定されてございます。それと解除ですが、保存樹林につき

ましては、一番直近ですと平成29年、こちらは伐採されての解除という形です。それと保存樹木につきましても平成29年、こちらが指定の解除になってございます。

それと、相対的な増減ですけれども、樹林につきましては、平成11年の時点が一番面積が多くて、そのときの面積が1万8,211平方メートル、以降、減少をたどってまいりまして、平成29年が直近になるんですが、1万6,204平米で、保存の樹木につきましては、平成19年が一番多いときでございまして、そのときに53本で、直近でいきますと、平成29年時点で47本というような推移でございます。

以上です。

【杉崎委員長】 佐藤正憲委員。

【佐藤（正）委員】 分かりやすく丁寧に、ありがとうございます。今の実績を見ると、少しずつ減っていつているというところが事実なのかなと思います。町としては、先ほど現状維持という答弁があったかどうか分からないんですが、現状維持のようなイメージで私は受け止めているんですけれども、今後、この条例改正によって、保全する樹木なり樹林なりを増やしていくということも視野に入っているのかどうか。それとも町としては現状で精いっぱいと考えているのか。その線引きというか考え、これはやみくもに増やせばいいということでもないと思いますので、その点について、町としてどのようなお考えを持っているのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

【杉崎委員長】 畠山都市計画課長。

【畠山都市計画課長】 保存樹林・樹木に対しての町の考え方ということになるかと思います。基本的にいいんですが、実務的な範囲でいけば、現状維持という部分がどうしても今の時点では主になってこようかと思います。しかしながら、保存樹木の考え方というのいろいろございまして、今の町の条例の中では、ある程度高さがあつたり、幹が大きかったり、そういった物理的な基準で保存樹木等の指定要件があるんですけれども、考え方としては、歴史的な背景を持つ樹木とか、あとは地域の公共性、例えば地域で守られている樹木だったりとか、そういった考え方を持って保存樹木、あるいは樹林に指定するというような考え方もございます。地域の人たちのコミュニティーであつたり、緑化の思想の醸成、愛護精神の醸成ということも考えれば、精神的なといいますか、そういったソフト的な意味を持ったものも保存樹木・樹林として指定していくような考え方というのは、常に持ちながら取り組まなければいけないなと思っているところです。

以上です。

【杉崎委員長】 佐藤正憲委員。

【佐藤（正）委員】 歴史的、公共性というお答えもありましたけれども、今回この基金をこれから取り崩して保全に充てていくというところで、ボランティア団体との協力なり協働というお答えはありましたけれども、56万円という金額もありましたけれども、これを使って全町的に意識の醸成というのをやっていただきたいんです。というのは、ちょっと勉強不足で申し訳ないんですけど、私自身もどこが保存樹林で樹木なのかというところを細かく把握していないところもあって、こういう形でお金を使っていくのであれば、全町的にこの意識を醸成するような形で啓発なり発信なりはしていく必要があるのかなというふうに思うんですが、最後、その点について、町のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

【杉崎委員長】 畠山都市計画課長。

【畠山都市計画課長】 ありがとうございます。今お話しいただきました全町的に取り組んでいくというところは非常に我々も重要なところだと認識しています。そんな中でなんですが、ここで改訂を進めております緑の基本計画の改訂版、そちらにおいても町民の方々、地域の方々との協働によって緑を保全していくというところが非常に重要で、一致として示されています。そういった基本的な部分を今活動しながら、ちょっと繰り返しになりますが、公園愛護会が実際動いて、活動されて成果も上がっているというところでございます。そういった意味でいけば、このタイミングでここをキックオフといいますか、スタートとして様々そういった取組に向けて進めていきたいなと考えているところでございます。

以上です。

【杉崎委員長】 他にございますか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【杉崎委員長】 これをもって質疑を終結いたします。お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、議案第8号 寒川町町道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

黒木都市建設部長。

【黒木都市建設部長】 それでは、次に、議案第8号 寒川町町道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例の一部改正についてでございます。説明につきましては、道路課、富田課長より、質疑につきましては、同席職員で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【杉崎委員長】 富田道路課長。

【富田道路課長】 おはようございます。それでは、議案第8号 寒川町町道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例の一部改正についてご説明申し上げます。

まず、タブレット01-1をお開きください。今回の条例改正は、上位法である道路法の改正に伴い、道路構造令に新規規定が追加されましたので、条例の一部改正をここに提案するものでございます。

1点目は、交通安全施設に自動運行補助施設を追加いたします。自動運行補助施設は、自動運転車の安全な運行を車両視点からだけでなく、道路、インフラ側から整備するものでございます。自動運転を補助する施設として、磁気マーカ、電磁誘導線等が挙げられます。道路構造令第31条において、交通事故の防止、自動運転の安全性を確保することが目的でございます。

2点目は、歩行者利便増進道路制度の創設でございます。歩行者利便増進道路は、地域を豊かにする歩行者中心の道路、空間の構築を目指すものであり、歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図り、快適な生活環境の確保と地域の活力の創造に資する道路を指定するものでございます。歩行者の滞留スペースの確保、また、関係施設として、ベンチ、サイクルポート、食事施設等の設置場所の確保、さらにはバリアフリー基準に適合することなどの道路の構造基準を定めるものでございます。

タブレット6分の4ページをご覧ください。寒川町町道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例新旧対照表をお開きください。目次中「第42条」を「第43条」に、「第43条」を「第44条」に、「第45条」を「第46条」にそれぞれ改めるものでございます。

第2条第1項第17号中「第2条第21号」を「第2条第22号」に、第5条第7項及び第9条第4項中「第41条第1項」を「第42条第1項」にそれぞれ改めるものでございます。

タブレット6分の5ページをご覧ください。第32条中「横断歩道橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加えるものでございます。第41条第3項及び第42条第2項中「第41条第1項」を「第42条第1項」に改めるものでございます。第2章中第42条の次に次の1条を加えるものでございます。

（歩行者利便増進道路）第43条、歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2、前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3、歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする、を加えるものでございます。

なお、この1条を加えたことにより、「第43条」を「第44条」に、「第44条」を「第45条」に、「第45条」を「第46条」にそれぞれ改めるものでございます。

最後に、附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

次、タブレット01－2をお開きください。条例改正資料、国土交通省資料抜粋につきましては、資料01は自動運行補助施設についてです。資料02については歩行者利便増進道路について、それぞれ添付しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

【杉崎委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

茂内委員。

【茂内委員】 歩行者利便増進道路のことなんですけれども、これは寒川町の町内には設置予定はあるのでしょうか。教えてください。

【杉崎委員長】 富田道路課長。

【富田道路課長】 この歩行者利便増進道路は、まず指定をしなくてはならないという制度になっております。指定するときに、道路構造令的にいきますと、歩道の部分にその施設を造るという形になりますので、町内において十分な歩道幅員があるところというのが、今現在、見当たらない状況ですので、現在よりも、これから先の道路を造っていくときにこういう制度を活用してやっていきたいと考えております。

以上です。

【杉崎委員長】 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【杉崎委員長】 他にございますか。

柳下委員。

【柳下委員】 この制度の運用面について、それに適合する道路は今現在、寒川町にはないということですが、ぜひこういった制度を利用して歩行者専用とか、ベンチがあつたりというのは非常にいいと思いますが、実際に、ここに国土交通省の歩行者の利便増進を図る空間という図がありますが、具体的にどのぐらいの面積があれば、この制度を運用することができるのでしょうか。

【杉崎委員長】 富田道路課長。

【富田道路課長】 この図面でいきますと、車道を確保し、自転車道を確保し、あと歩道は最低、構造令の分析は2メートルの歩道を確保して、その余ったスペースといいますか、余った部分があれば利用していけるという形になります。なおかつ、この沿道の方の利用という形で応募があれば、そういう話があれば、その区間を指定していくという形になりますので、歩道の空間がある程度余裕がないと設置できない状況だと思われます。

【杉崎委員長】 柳下委員。

【柳下委員】 これ2つ新たな、道路の使い勝手がよくなるということで、例えば自転車通行帯のみをこの制度を利用して造ると、例えば茅ヶ崎みたいに自転車道を色でやっているというのは、非常に車と自転車のすみ分けができて交通安全にも利すると思うんですけども、そうした場合に、にぎわいを目的とした空間がなくて、自転車通行帯のみをこの制度を利用して活用するというのであれば、今現在、寒川町でこれができる道路は想定できますか。あるかないかということについてお伺いいたします。

【杉崎委員長】 富田道路課長。

【富田道路課長】 自転車歩行道、自転車道につきましては、車道に脇につけるということでスペースがないとできないという状況になるんですけども、ただ、自転車道の整備につきましては、ネットワークという形で、単独にできるんじゃないかと、極端にいうと、藤沢、寒川、茅ヶ崎とか平塚を通過していくような、そういうようなネットワークを組んでいかないと整備ができないという状況になりますので、そうしますと、寒川町については、自転車道を整備していくというのは不可能じゃないんですけども、これから検討して、どういうルートをつくっていくとか、スペースがあるかという検討をしていく必要が出てくると思います。

【杉崎委員長】 柳下委員。

【柳下委員】 せっかくの制度ですので、ぜひとも、道路状況が近隣に比べ寒川は悪いという風評があり、実際に私たちもそのように感じておりますので、ネットワークを組まなければいけないのであれば、2市1町とか、そういった協議会がありますので、そこで寒川も加わって、全体的に安全な交通網があるといいと思いますけれども、その検討は今どのようなになっているのかお知らせください。

【杉崎委員長】 富田道路課長。

【富田道路課長】 ちょっと縦割りの話になるんですけども、自転車道の整備となりますと、今度、都市計画のほうとの絡みも出てきますので、そこは連携して話はしていきたいと思っております。

【杉崎委員長】 他にございますか。

関口委員。

【関口委員】 これ想定できるのがバス路線だろうという感じがするんですね。実際のところ、神奈川県の場合は神奈中さんになるし、ルートが決まっていなくて、例えば自動車運行補助施設の道路空間への整備についても、磁気マーカーを入れるにしても、ルートが決まっていなくてなかなかできることではないわけですよね。ですから、そういう意味では寒川の場合は、国のほうの方針がとにかく自動運転というものを積極的に取り入れていこうという、こういうふうな動きがありますから、ただ、今、神奈中さんが走っている寒川町の道路といたら全て県道だと思うんです。町道を走っている神奈中の運行バスはないと思うんですね。ですから、そういうことから考えると、実際に現段階では、神奈中さんがその気になってくれないと話にならないなという感じがするんですよね。

ただ、寒川の場合に該当するのであれば、行く行くはコミュニティバスの検討委員会なんかでもって議論をしていただかないといけないと思うんですけれども、例えば東ルートのあのバスの無人化ということも、自動運転ということも視野に入れていく必要があるんだろうけれども、ただ、今、課長が言われるように、幅員がどのぐらいあって、要するに先ほどの絵のとおり形の形にするには莫大なお金がかかるわけだ。インフラに莫大なお金がかかるために、寒川町としてみると不可能という感じがしてしょうがないんだよね。この条例をつくったにしても。

そういった意味では、横浜や川崎や、こういう大きなところというのは、意外とこういうことも可能のような気がするんですけれども、寒川町みたいなところになると、実際にこれをつくっても、なかなか利用できる条例にはなっていないような、神奈中さんがその気にならないと、まず進まないことだろうと思うので、そういった意味では、寒川の場合に該当するということになると、今言うようにコミュニティバスの運行の神奈中さんをお願いしている部分が自動運転になるかどうかという、こういうところの議論であったり、また、いろいろな形で道路整備をしていくということの、各行政の中での、いろいろな課と連携を取りながらということになってくると思うんだけど、そういった意味から考えると、今現状での寒川町がやらなきゃいけないことというのは、どういうことがあるかということをもまず教えてもらえませんか。この条例をつくった上で、要するに寒川がこの条例があるからといって何をするということではないにしても、議論する、検討するという、こういうことはしていかなければいけないだろうと思うんですが、それについての見解をいただけませんか。

【杉崎委員長】 富田道路課長。

【富田道路課長】 委員がおっしゃられるとおり、現状の寒川町にはまだちょっと、すぐどうだということとはできないと思います。ただ、公共交通の関係等と連携しながら、そのバスが寒川のほうに乗り入れてくるとか、そういうようなことがあったときには、こういう制度を積極的に活用していきたいと考えておりますので、公共交通のほうと連携を取ってこれから先やっていきたいと考えております。

以上です。

【杉崎委員長】 黒木都市建設部長。

【黒木都市建設部長】 公共交通のバスの関係ですが、以前、神奈中さんと話した中では、2年ほど前でしたか、今、バスって運転士不足というところの大きな問題がありまして、そういったところか

らも自動運転を積極的に検討しているというお話を聞いてございます。ですから、いずれは路線バス、また、コミバスは専用の、自動運転というのは、まず、車両が自動運行のシステムになっている自動車でないといけないと。それに加えて、今回、この条例の改正は、それを補助していく施設、先ほど言ったチップだとか、バスなんかでいきますと、バス停のところにチップを入れると自動的にそこで止まるとか、あと危険な箇所のところには何かお知らせするようなものをつけていくとか、そういうふうな形になります。

町としては、まずは、この道路法の改正に伴って、この条例というのは、道路法の中で自治体でつくらなければいけないという規定されている中で、道路構造令も変更になりましたから、自動的に私どもの条例も改正しなければいけないんですが、こういう準備はちゃんとしておかないと、民間企業が占有したいんだけどなった場合に、なかなかすぐに対応できないところでございますので、大分自動運転化というのは、今、レベル2という自動運転、レベル2の状態なんですね。これってテレビのCMでステアリングから手を放して高速道路を走っている。あれがレベル2とっていただければよろしいかと思うんですが、今、レベル3を目指しているんです、国としては。レベル3というのは、もう手を放してスマホを見たりとか、ナビゲーションをずっと見ているとか、ただ、危険なときには手動で対応しなければいけないということで、レベル3がある意味、自動運転化のスタートみたいところになります。ですから、結構早い時代に自動運転化というのはどんどん進んでいくのかなと。先日もレベル3の車両の販売というのもされたというニュースを聞きましたので、ですから、町としては、いつでも対応できるように法的な準備をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【杉崎委員長】 他にございますか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【杉崎委員長】 それでは、これをもって質疑を終結いたします。お疲れさまでございました。暫時休憩いたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

3月会議で建設経済常任委員会に付託された議案3件は、質疑まで終了いたしました。この後、討論、採決の予定ですが、討論のための休憩についていかがいたしましょうか。

青木委員。

【青木委員】 休憩を入れていただきたいんですけども。

【杉崎委員長】 休憩をとるご意見ですが、いかがでしょう。どの程度必要でしょうか。

(「20分ほどお願いします」の声あり)

【杉崎委員長】 それでは、10時20分に再開いたします。

暫時休憩いたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

これより討論に入ります。議案第7号 寒川町企業等の立地促進に関する条例の一部改正について討論のある方。まず、反対討論のある方。

青木委員。

【青木委員】 企業に来ていただくということについては反対ではないんですけれども、ただ、撤退した例もあり、町の投資が無駄になるという可能性もありますし、やはり町民を優遇する、そういう使い方をすべきではないかというふうな観点から反対とします。

【杉崎委員長】 次に、賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 他に討論はありませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【杉崎委員長】 賛成多数であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第6号 寒川町緑の保全及び緑化の推進に関する条例の一部改正について討論はありませんか。まず、反対討論の方。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【杉崎委員長】 賛成全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第8号 寒川町町道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例の一部改正について討論はありませんか。まず、反対討論の方。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【杉崎委員長】 賛成全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議題は終了いたしました。

これをもちまして、建設経済常任委員会を終了いたします。お疲れさまでございました。

午前10時23分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和3年6月2日

委員長 杉 崎 隆 之